量子イノベーションイニシアティブ協議会会員規則

(令和2年12月11日制定)

(会員事業内容)

- 1. 会員は、以下の共同研究及び事業に参加等することができます。
 - 1) 東京大学との共同研究:研究内容等については共同研究契約書に規定。
 - 2) 会員間の交流(交通費等は各自負担) 総会への招待、量子関連研究の最新情報の開示。
 - 3) トップ経営者と交流(交通費等は各自負担) 金融、製造業界等企業の幹部との交流。
 - 4) トップ研究者と交流(交通費等は各自負担) 学術研究機関等の研究者との交流。
- 5) セミナー・シンポジウムの聴講 大学教授等の講演、企業研究者による発表の聴講。
- 6) 東京大学による広報活動

東京大学は、関係する会員と事前協議の上、IBM 東大ラボ※のホームページや活動を通じて、本協議会の活動に賛同いただいていることを PR します。

(※日本を量子コンピューティングにおけるリーダーとして推進することを目指すとともに、Japan-IBM Quantum Partnership を日本の産業界、学術機関および研究機関を巻き込んだ提携事業とし、さらに本パートナーシップにより、量子コンピューティングに関する技術を日本国内において独自に集結させ、量子コンピューティングを中心とするエコシステムを構築することで、量子コンピューティングのアルゴリズムおよびアプリケーションに関する戦略的に重要な研究開発活動を振興し、日本における経済的機会を促進することを目指し2020年6月に東京大学内に設置された。)

7) 会員による広報活動

会員は、東京大学又は関係する会員と事前協議の上、東京大学との共同研究期間中または協賛 金納付日の翌日から退会まで(東京大学と異なる期間を合意した場合には当該期間)、本協議 会の活動に賛同していることを PR することができます。

(会員の資格)

- 2. 本事業の趣旨に賛同する法人等。ただし、次の各号に掲げるものは、会員資格がないものとします。
- 1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する 営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- 2) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- 3) 社会問題を起こしているもの
- 4) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
- 5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始又は民事再生法(平成11年法律第

225 号) に基づく再生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの

- 6) 国税、地方税等を滞納しているもの
- 7) 賭け事に係る業種に属する事業を行うもの
- 8) 政治団体
- 9) 宗教団体
- 10) 前各号によるもののほか、本協議会の会員としてふさわしくないと東京大学が認めるもの

-以上-